

## 『京都市食の安全・安心に関する条例(仮称)』骨子(案)について

◆◆◆ 皆様の御意見をお聞かせください ◆◆◆

平成 12 年の大手乳業メーカーの大規模な食中毒事件の発生を発端に、牛海面状脳症(BSE)の問題、中国産冷凍ほうれんそうの残留農薬基準違反など、食品に関する事件や事故が発生し、平成 15 年には、食品の安全を確保するため「食品安全基本法」が制定されるとともに、「食品衛生法」も大幅に改正されましたが、その後も事故米や中国製加工食品へのメラミン混入などの事件や事故が相次いで発生しております。

こうした状況の中、食の安全と安心を確保し、市民の皆様の健康を保護することを本市の責務であると考え、さらに、毎年国内外から訪れる5,000万人を超える多くの観光客の健康についても保護していくため、「京都市食の安全・安心に関する条例(仮称)」を策定することといたしました。

つきましては、条例の骨子(案)をまとめましたので、市民の皆様からの多くの御意見をよろしく御願い申し上げます。

### 募 集 要 項

#### 募集期間

平成21年12月3日(木)から平成22年1月4日(月)まで(必着)

#### 御意見の提出方法

- (1) 郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法により、「京都市保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課」までお送りください。
- (2) 様式は自由ですが、意見提出用紙を添付しておりますので、参考にしてください。  
なお、提出していただいた御意見等には、住所、氏名、電話番号(差し支えなければ、性別及び年齢)を記入してください。

#### 御意見提出先

- (1) 郵送 〒604-8571 京都市保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課宛(住所記載不要)
- (2) ファックス 075-222-3416
- (3) 電子メール eisei@city.kyoto.jp

#### ◆条例の骨子(案)の紹介

京都市保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課ホームページでも紹介しております。

[http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/soshiki/8-5-3-0-0\\_2.html](http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/soshiki/8-5-3-0-0_2.html)

#### ◆御意見の取扱いについて

提出いただいた御意見につきましては、その概要と御意見に対する京都市の考え方を取りまとめ、ホームページ等で公表する予定です。ただし、住所、氏名等の個人情報は一切公表いたしません。また、御意見に対しましては、個別に回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

京都市保健福祉局生活衛生課  
京都市印刷物 第 213103 号

『京都市食の安全・安心に関する条例(仮称)』骨子(案)に対する御意見提出用紙

《 御意見記入欄 》

Area for entering comments, consisting of multiple horizontal dashed lines.

御住所

電話番号(        )        -

ふりがな  
お名前

性別

男・女

年齢

御意見  
提出先

〒604-8571 京都市保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課宛(住所記載不要)  
ファックス 075-222-3416 電子メール eisei@city.kyoto.jp

お問合  
わせ先

〒604-8571 京都市保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課(食品衛生担当)  
電話番号 075-222-3433  
ホームページ [http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/soshiki/8-5-3-0-0\\_2.html](http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/soshiki/8-5-3-0-0_2.html)

# 『京都市食の安全・安心に関する条例(仮称)』骨子(案)

## ★ 総 則 ★

### 1 条例の目的

■悠久の歴史の中で培われた豊かな食文化を有する京都の特性を踏まえ、食品等の安全性の確保に関し、基本理念を定め、本市及び事業者の責務と市民の役割を明らかにするとともに、食品等の安全性の確保に関する基本的な施策を推進していくことにより、市民及び観光旅行者に信頼される安全な食品等を供給し、健康の保護を図る。

京都は、悠久の歴史の中で、永年に亘り日本の中心として、世界に誇れる、独自の文化・芸術を築き、育んできました。それは、食においても例外ではなく、特有の風土に根ざした豊かで伝統ある食文化が脈々と受け継がれています。他には類を見ないこの独自の食文化を継承し、発展させていくことが、市民の食生活を潤いのあるものとし、さらには、健全な心身を培うための食育の推進にも繋がるものと考えます。

食は人の生命の基本をなすものであり、日々の生活の中で安全でかつ安心な食生活を営むことが、健康を維持していくためには不可欠です。しかし現在、我々は、多種多様な食品が流通する中で、豊かな食生活を営む一方で、食品中の残留農薬や食品表示の偽装など、食に関する様々な問題が発生し、市民の食品の安全に対する信頼が大きく揺らいでいます。

本市は世界的な観光都市であり、毎年多くの観光旅行者が京都を訪れており、観光旅行者等本市を訪れる方々の食に係る健康被害の発生を防止することも、本市に課せられた責務と考え、食品等の安全性を確保していくことにより、市民の皆様はもとより、観光旅行者に対しても、安全で安心できる食品等を供給し、健康の保護を図ることを条例の目的とします。

### 2 用語の定義

- 「食品」とは、すべての飲食物をいう。(薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。)
- 「食品等」とは、食品、添加物、器具・容器包装及び原材料として使用される農林水産物いう。
  - 《食 品》その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。
  - 《添 加 物》食品衛生法第4条第2項に規定する添加物をいう。
  - 《器具・容器包装》食品衛生法第4条第4項及び同条第5項に規定する器具・容器包装をいう。
- 「事業者」とは、食品等を生産、輸入、又は販売その他の事業活動を行う者をいう。
- 「特定事業者」とは、次に掲げる事業者又は団体であって、市の区域内に事業所その他の事業に係る施設又は場所を有する者をいう。
  - ①食品等を生産し、製造し、輸入し、又は加工することを営む者
  - ②食品等を販売することを営む者

「食品」、「食品等」及び「事業者」は、食品安全基本法並びに食品衛生法により定められている定義等に準じています。

なお、今回の条例では事業者による「自主回収報告制度」の導入を検討しています。食品衛生法違反又はその疑いがある食品等を事業者が自主的に回収を行う場合、本市は、事業者に対して自主回収についての報告を求め、その自主回収情報を本市のホームページで公表するというものです。

「特定事業者」とは、本市が自主回収についての報告を求める、市内に事業所や事務所等を有する事業者をいいます。

### 3 基本理念と関係者の責務や役割等

#### ■『食品等の安全性の確保に向けた基本理念』

- ①事業者が、食品等の安全性の確保に関する一義的な責務を有していることを明確にする。
- ②本市は、総合的かつ計画的に食品等の安全性の確保に関する施策を推進していく。
- ③本市、事業者、市民及び観光旅行者等の間で情報を共有し、意見の交換を推進していく。

#### ■『本市及び事業者の責務、市民の役割、観光旅行者等の健康の保護』

##### ①本市の責務

- ・食品等の安全性の確保のための基本的な施策を策定し、実施する責務を有する。

##### ②事業者の責務

- ・自主的な衛生管理を推進するよう努めなければならない。
- ・自らが取り扱う食品等の特性を十分に理解するとともに、その安全性の確保に関する知識の習得に努めなければならない。
- ・正確でわかりやすい表示を行うよう努めなければならない。
- ・食品等の安全性の確保に関する施策に協力するよう努めなければならない。

##### ③市民の役割

- ・食品等の安全性に関する施策に対し、積極的に意見を表明するよう努めるものとする。
- ・食品等の安全性の確保に関する知識を深め、自らの判断で安全な食品等の選択が行えるよう努めるものとする。
- ・食品等の安全性の確保に関する施策に協力するよう努めるものとする。

##### ④観光旅行者その他本市を訪れる者の健康の保護

- ・本市は、観光旅行者その他本市を訪れる者（以下「観光客等」という。）及びその関係者に対し、本市が実施する食品の安全性の確保に関する施策について、理解を求めるものとする。
- ・本市は、観光旅行者等及びその関係者に対し、施策への協力を要請するとともに、観光旅行者等の健康の保護を図るものとする。
- ・観光客旅行者等及びその関係者は、本市に対し、市内の食品関係施設への衛生管理の徹底を図るよう監視及び指導を求めることができる。

事業者は「食品等の安全性の確保に関する一義的な責任を有する」、「本市は食品等の安全性の確保に関する施策を推進していく」という考え方を基本理念に掲げ、危害の発生を未然に防止し、食品等の安全性を確保していきます。

また、本市、事業者、市民の皆様等が互いの責務や役割を十分に理解し、情報を共有することにより、相互理解を深め、協力していくことが重要です。

さらには、本市を訪れる多くの観光旅行者の皆様のご協力のもと、その健康についても保護していきます。

## ★ 食品等の安全性の確保のための基本的な施策 ★

### 1 食品安全推進計画の策定

■市長は、食品等の安全性の確保に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため「食品安全推進計画」を策定する。

- ・食品等の安全性の確保に関する施策
- ・その他食品等の安全性の確保に関する重要な施策

■食品安全推進計画に基づく施策の実施状況を取りまとめ、公表する。

本市が食品等の安全性を確保するための施策を総合的かつ計画的に推進していくことを、条例により明確に示します。

現在、食品衛生法第 24 条の規定により、毎年度、「京都市食品衛生監視指導計画」を策定し、当該計画に基づき監視及び指導等を行っているところですが、さらに、本市の食品等の安全性の確保に関する方向性を示す中期的若しくは長期的な計画を策定し、食品等の安全性の確保に努めていきます。

### 2 調査及び研究の推進

■本市は、科学的知見に基づき、施策を実施するため、検査体制を整備するとともに、食品等の安全性の確保に関する調査及び研究を行い、検査技術の研鑽を図る。

■本市は、検査及び調査研究により得られた結果等については、施策に反映させていく。

現在、食品衛生法に基づき「京都市食品衛生監視指導計画」を毎年度策定し、保健所等に配置された食品衛生監視員が監視及び指導を行い、また、衛生公害研究所では食品の検査を実施し、食中毒や違反食品等の食品事故発生防止に努めていますが、より一層、危害の発生を防止するため、監視指導及び検査の体制を整備する必要があります。

そのため、食品等の安全性の確保に関する調査及び研究を行い、技術の向上を図ります。

さらには、調査及び研究の結果を食品安全推進計画や京都市食品衛生監視指導計画に反映させていきます。

### 3 食品等の安全性の確保のための監視、指導及び検査等

■本市は、食品等の製造から販売の各工程における食品等の安全性の確保を効果的に図るため、監視、指導及び検査を実施する。

■事業者に対し、食品等の供給工程の各段階において必要な情報を記録し、保管するよう指導する。

保健所等に配置された食品衛生監視員は、製造等の各工程の衛生管理のポイントとなる点を重点的に監視し、食品等の検査を実施することにより、危害の発生及び拡大防止を図ります。

また、事業者は、自らが取り扱う食品等の製造から販売の各工程において、必要な情報を記録し、衛生管理に努めることが必要です。

#### 4 事業者による自主的な衛生管理の推進（自主衛生管理、顕彰等）

- 本市は、事業者による自主的な衛生管理の取組を推進するため、必要な措置を講じる。
- 本市は、事業者に対し、食品表示に係る法令の趣旨にのっとり、適正な表示を行うよう監視、指導するとともに、市民に対して、食品の表示制度の普及啓発に努める。
- 市長は、自主的な衛生管理を推進している優良な施設や功労のあった事業者を顕彰する。

事業者が食の安全に係る一義的な責任を有することを認識し、自主的に衛生管理を推進していくことが不可欠であり、事業者が自主的に行っている衛生管理の取組を推進していくことが、危害の未然防止に繋がります。

本市では、「京(みやこ)・食の安全衛生管理認証制度」を設け、事業者の自主的な取組を推進するとともに、食品衛生の向上に功績のあった事業者や優良施設を顕彰する制度を設け、事業者の努力を讃えることにより、より一層、事業者の食品衛生の向上に対する意欲を高めてまいります。

#### 5 情報の共有及び意見の交換等の推進、市民意見の施策への反映

- 本市は、事業者、市民等に対し、食品等の安全性の確保に関する施策への理解と協力を得るために情報を共有するとともに、関係者間の相互理解を深めるため、意見の交換を推進する。
- 本市は、食品等の安全性の確保に関する施策に、市民等の意見を反映する。

食品等に関する事件や事故が発生した場合、市民の皆様の不安や不信を払拭するため、迅速かつ正確な情報を提供してまいります。

また、市民の皆様や事業者等から寄せられた意見を本市の施策に反映させ、食の安全と安心の確保に努めます。

#### 6 市民及び事業者等への啓発

- 本市は、事業者、市民等に対し、食品等の安全性に関する情報や知識の普及及び啓発に努める。

事業者や市民の皆様に対し、食品等の安全性の確保に関する正しい知識や理解を深めていただき、自らの判断で安全な食品等の選択が行えるよう、食品等の安全性に関する情報や知識の普及及び啓発に努めてまいります。

#### 7 国及び他の地方自治体との協力

- 本市は、国及び他の地方自治体と協力し、食品等の安全性の確保に関する施策の推進に努める。

中国製冷凍餃子の農薬残留や事故米穀の不正規流通などの事件発生を契機に、国及び他の地方自治体との情報の共有化及び連携の重要性が再認識されたところです。

国等と協力し、互いに情報を共有することにより、食に関する事件が発生した場合、迅速かつ円滑に原因の究明と危害拡大防止の措置を進めることができます。

## ★ 健康への悪影響の未然防止 ★

### 1 情報の収集、整理及び分析等

- 本市は、食品等の安全性に関する情報を収集し、科学的知見に基づき分析及び評価する。
- 本市は、分析等の結果を施策へ反映させる。

現在、問題となっている食品等の安全性に関する事案や危害の発生が生じる又は生じるおそれがある事案に対して、本市はできる限り迅速に食品等の安全性に関する情報を収集し、科学的根拠に基づき、その危害発生の要因や健康への影響等について、分析、評価を行う必要があります。

さらに、分析及び評価した結果等は、食品等の安全性を確保するための施策に反映させていく仕組みが必要です。

### 2 健康への悪影響が生じた時等の措置（指導、勧告、公表）

- 市長は、人の健康への重大な悪影響が生じ、又は生じるおそれがあり、措置を講じる必要があると認める時は、事業者に対し、必要と思われる報告を求めるとともに、その旨を公表することができる。（法令又は条例に定める措置を講じる場合は除く。）
- 市長は、蓋然性（発生する確率）や重大性から判断し、事業者に対し、自らその旨を公表し、食品等の回収等を行うよう指導又は勧告することができる。
- 市長は、事業者がその勧告に従わなかった場合、市長はその旨を公表することができる。
- 市長は、勧告並びに公表する場合は、事業者に対し、あらかじめ通知し、意見の聴取を行う。

危害発生が生じる、又は生じるおそれがあり、未然防止もしくは拡大防止のために何らかの措置を講じなければならないと判断される場合であっても、基準が定められていない等の理由により、食品衛生法等の既存の法令では直ちに措置を講じることが難しい場合があります。

こうした場合に、「法的根拠がない」との理由で、危害防止のための措置や公表等が行なわなければ、「食品等の安全性を確保し、市民や観光客等の健康を保護する」という本市の責務を全うすることができません。

このような法的措置を講じることができない事案についても、危害発生の蓋然性（発生する確率）や重大性を勘案したうえで、何らかの措置を講じなければならないと判断した場合にあっては、本市は必要に応じて、速やかにその旨を公表することとします。

また、事業者自らが、積極的に公表し、食品の回収等の措置を講じるよう指導、勧告できるというような仕組みが必要と考えます。

このように、市民の皆様に対し、公表し、周知及び注意喚起することは、食の安全と安心を確保するための本市の責務ですが、本市が勧告し、公表する場合は、事前に事業者から意見を聴取をするなどの手続きをおこなったうえで、公表します。

### 3 自主回収報告の制度

- 特定事業者は、製造、輸入、加工又は販売した食品等の自主回収に着手した場合（法令に基づく命令又は措置等を受けて回収に着手した場合を除く。）、速やかに、その旨を市長に報告し、

また、その回収が終了したときにも、その旨を市長に報告しなければならない。

■市長は、自主回収の措置が適切でないとする場合は、回収方法等について必要な是正措置を求めることができる。

■市長は、必要に応じ、当該自主回収着手等の報告の内容を公表する。

危害発生を未然に防止するためには、行政による監視指導だけでなく、事業者が自主的に違反食品等を市場から排除する仕組みが必要です。

本市としては、こうした自主回収の報告を集約することにより、的確に違反食品等が回収され、措置が講じられているのかを把握することができ、必要に応じて、市民の皆様に自主回収情報を公表し、また、関係自治体に対して情報提供を行うことによって、危害の未然防止及び拡大防止に繋がると考えています。

さらには、事業者が、自ら積極的に食品の回収を行い、情報を開示することによって、消費者からの信頼を得ることになります。

しかし、自主回収報告制度を導入するにあたっては、法令に違反しているものや危害発生のおそれのあるもの等、必要に応じて、自主回収についての報告を求めるものとします。

#### 4 緊急の事態への対処等に関する体制の整備

■本市は、緊急の事態への対処及び当該事態の発生を防止するための体制を整備する。

人の健康に係る重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある場合、迅速かつ的確な対応が被害の未然防止と拡大防止には不可欠です。

そのためには、平素から危機管理体制を整備しておくことが必要です。

## ★ 京都市食の安全推進協議会 ★

### ■京都市食の安全推進協議会の設置

本市における食品等の安全性の確保に関する以下の施策等について協議するため、京都市食の安全推進協議会を置く。

- ①食品安全推進計画に関すること。
- ②京都市食品衛生監視指導計画に関すること。
- ③その他、食品等の安全性の確保に関すること。

### ■協議会の委員

協議会の委員は以下の者から、市長が委嘱し、又は任命する。

- ①学識経験者
- ②消費者（市民公募）
- ③事業者
- ④その他、市長が必要と認めるもの

### ■臨時委員

特別の事項を調査し、又は協議させるため必要があるときには、臨時委員を若干名置くことができる。

「食品安全推進計画」や「京都市食品衛生監視指導計画」の策定、その他本市の食品衛生に係る施策について協議し、意見等を表明することを役割とし、「京都市食の安全推進協議会」を設置します。

協議会がその役割を十分に果たしうるよう、条例によりその位置づけを明確にし、また、協議会委員については、学識経験者、消費者（市民）及び事業者など、さまざまな立場の方を選定し、協議会での意見等を施策に反映させます。